

瑞浪市公共施設等総合管理計画

個別施設計画

【保健福祉系施設】

⑬児童福祉施設（子ども発達支援センター）

（第 1 期第 6 版）

令和 7 年 3 月

瑞浪市健康福祉部こども家庭課

目 次

1. 計画の策定について	1
（1）計画策定の趣旨	1
（2）計画の位置づけ	1
（3）対象施設	1
（4）計画期間	1
2. 現状と課題について	1
（1）個別施設の状態等	1
（2）利用者数の推移	2
（3）施設ニーズの対応	2
3. 計画策定方針について	2
（1）基本方針	2
（2）対策の優先順位の考え方	2
4. 具体的な取組内容について	3
（1）対策内容と実施時期	3
（2）今後の方向性と対策費用・スケジュール	4

改訂履歴

初版	平成30年2月
第2版	令和3年3月
第3版	令和4年3月
第4版	令和5年5月
第5版	令和6年3月
第6版	令和7年3月

1. 計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨

子ども発達支援センター「ぽけっと」(以下「センター」とします。)は、心身の発達に遅れ又は遅れの心配があると思われる児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに、保護者からの発達に関する相談に応じることにより、児童の健やかな発達を支援することを目的として設置された施設です。センターの管理運営は、指定管理者として社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会が行っています。地域における子ども発達支援の拠点として必要な施設であり、今後も計画的に維持管理するために本計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「瑞浪市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画として位置づけています。

(3) 対象施設

本計画の対象施設は、「瑞浪市公共施設等総合管理計画」に掲載されている公共施設のうち下記施設です。

対象とする施設

中分類	小分類	施設数	施設名称
保健福祉系施設	児童福祉	1	子ども発達支援センター「ぽけっと」

(4) 計画期間

本計画の期間は、「瑞浪市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画という位置づけから、平成29年度(2017年度)から令和8年度(2026年度)までの10年間を第1期とし、ローリングします。

なお、5年ごとに見直すことを基本としている瑞浪市公共施設等総合管理計画と整合を図っていきます。

2. 現状と課題について

(1) 個別施設の状態等

利用者の安全を確保するために、これまでも必要に応じて施設の修繕等を行ってきています。

今後も計画的な整備が必要であり、整備を進めるにあたっては、施設が抱える様々な課題の解消を考慮するとともに、利用者ニーズに応じた適正な施設整備や環境を整えていく必要があります。

また、点検・診断については、職員による目視点検を実施するほか、改修が必要な施設について、基本設計等に包含して実施します。

この計画で対象となる施設の状態等は以下のとおりです。

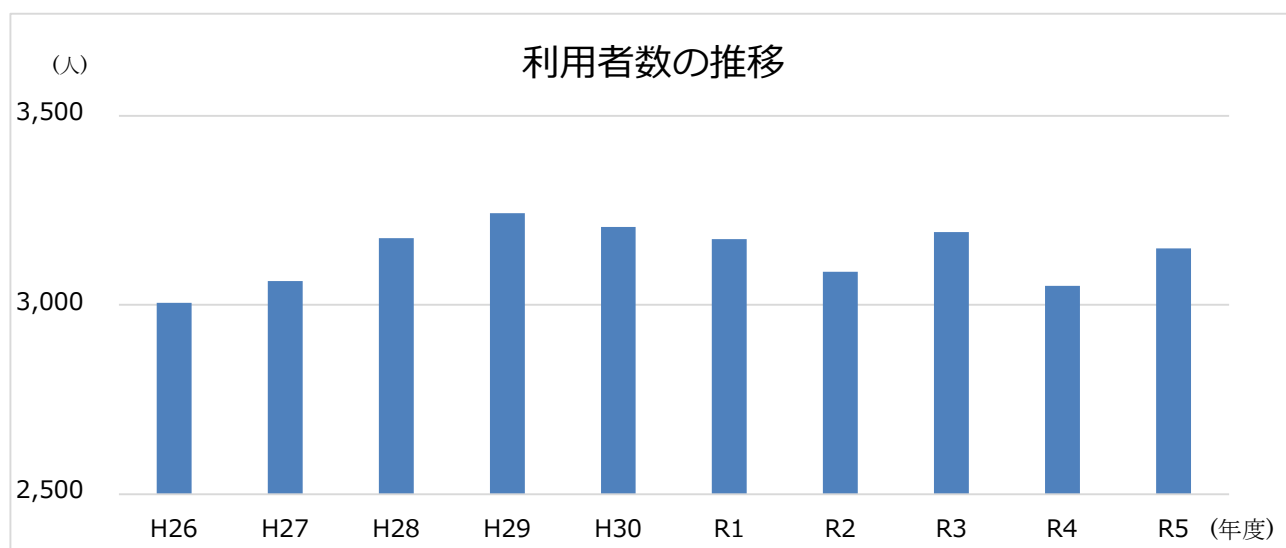
施設名	建築年度	延床面積	構造	老朽化率
子ども発達支援センター「ぽけっと」	H5（1993） 年度	592 m ²	鉄筋 コンクリート造	15.4%

※令和元年度（2019年度）固定資産台帳によるデータ

これまでに実施した主な施設更新

施設名	建築年度	更新年度と内容
子ども発達支援センター「ぽけっと」	H5（1993） 年度	H24（2012）年度【設備改修】 用途転用改修（内装改修、電気設備更新、空調設備更新）
		H28（2016）年度 屋上防水調査

（2）利用者数の推移



年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
述べ利用者数(人)	3,005	3,063	3,176	3,242	3,206	3,174	3,087	3,192	3,050	3,149
前年度比(%)	99	102	104	102	99	99	97	103	96	103

※利用者数は、相談事業・通所支援事業の利用者を合計したものです。

（3）施設ニーズの対応

かねてから「養護訓練センター」として、土岐町において子どもの言葉や運動などの発達についての相談支援・通所指導を行っていましたが、平成25年（2013年）4月に現在の場所に移転し、施設名称を変更するとともに、サービス内容を拡充しました。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号)に基づく特定相談支援、児童福祉法に基づく障害児相談支援を実施するとともに、市の「総合相談窓口」として、地域連携や早期発見・早期療育の支援につなげる役割を担っています。保護者・子どもの気持ちに寄り添ったきめ細かい対応を行い、関係機関との連携により保健センターや幼稚園、学校等からの紹介による利用や相談も増加し、地域におけるセンターの役割が定着してきました。

ここ数年、障害児通所支援を行う民間事業所が増加傾向にありますが、市を実施主体とした障がい児に関する総合的な支援を行う施設が身近な場所に存在するということは、住民サービスとして不可欠です。今後さらに関係機関との連携や小学校高学年以上に対する支援等を強化し、地域における障がい児支援の拠点としての機能を存分に発揮していく必要があります。

センターの利用時間は平日の午前8時30分から午後5時15分です。現在、土曜日は心身障害児機能訓練事業で午前9時から午後4時頃まで使用しています。

3. 計画策定方針について

(1) 基本方針

市を実施主体とした子ども発達支援の拠点としての機能は、今後も存続させる必要があります。市内各所から利用しやすいという条件を満たすことができれば、建物の所有者や場所、形態は問わないものとしませんが、用途転用改修・移転から8年という現時点においては、引き続き現在の場所で事業を展開することが妥当であると考えます。長期的には、他の公共施設との複合化を検討します。

(2) 対策の優先順位の考え方

緊急性の高いものから順次対応します。

4. 具体的な取組内容について

(1) 対策内容と実施時期

築19年の時点で用途転用改修を実施しているため、その後10～15年経過したあたりで設備改修を実施します。現在は大きな不具合は見受けられませんが、今後も毎年の修繕ヒアリングを実施する中で、緊急度に応じた優先順位をつけて軽微な修繕を実施します。

(2) 今後の方向性と対策費用・スケジュール

現時点においては、現行体制での存続に向け、維持管理のために必要な修繕を行う方向で対策を検討する。

施設名	建築 年度	耐用 年数	使用目 標年数	今後の 方向性	実施年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
子ども発達支援センター「ぽけっと」	H5	47		複合化	対策内容										
					対策費用										

※施設の法定耐用年数を超えて延伸させることを目的とした長寿命化改修を行う場合は、施設の使用目標年数とその必要性を記載すること。

※対策費用の単位は、百万円とすること。(対策費用は概算であり、変更する場合がある)